

第5回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年6月23日（水）午前9時30分
場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（13名）

1番 原田 義一 3番 佐々木京子 4番 柿元 信次 6番 野上 省三 7番 岡本 健治
9番 河崎 健 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜
16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（13名）

1番 前田 正典 2番 徳田マスエ 6番 領家 悟 8番 岡本 定文 9番 藤若 裕香
10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭
17番 岡田 勝 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（6名）

2番 三浦 寿紀 5番 川本 聖光 8番 青葉 真 12番 高橋 伸幸 15番 林 秀司
19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員（5名）

3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人 13番 渡邊 弘登 16番 田村 邦磨

3 提出議案

○議案

議第1号 農業振興地域整備計画変更について
議第2号 農業振興地域整備計画変更について
議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第6号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について
公共事業による廃土処理届出

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 ： 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 ： 山本農業振興係長、藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 ： 植本農地集積相談員

事務局	<p>おはようございます。欠席のご連絡をいただいている委員さん以外は、皆さんお揃いのようなので、これから開会させていただきたいと思いますが、総会終了後に農地利用最適化交付金について、説明させていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。それでは、会長、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>今年は、5月に、例年に比べて早く梅雨に入りましたが、今のところ、非常に穏やかな梅雨でございますし、このまま終わってくればいいがなという気がいたしております。</p> <p>先日ですね、市議会の本会議のほうへ呼ばれまして、その一般質問の中で、農業委員会に関する質問がありました。</p> <p>私昨日、初めて議場のほうに参りまして、答弁をいたしました。若干その辺をご紹介させていただきます。</p> <p>今回の質問につきましては、男女共同参画第5次計画の一環として、農業委員会、特に女性委員に対する取り組み等の質問がございました。国におきましては、基本計画で、早期に女性の委員に占める割合を20%にこなさい、さらに、2025年度までには30%にこなさいというのが国の基本的な考え方でございます。ご案内のように、浜田市農業委員会におきましては、37人中農業委員は1人でございまして、推進委員2人を入れて3人ということでございます。</p> <p>議員曰く、なぜ、農業委員、推進委員に女性が少ないのかという質問がございました。これに対して、いろいろ努力はしておりますと答え、同時に、今後どのような取り組みをしようと思っているのかという再質問等がございました。今年の3月に改選があったばかりでございますので、もう約3年先が改選時期でございます。</p> <p>今、女性委員がいらっしゃるの、浜田と金城と弥栄のみでございます。他の支所管内にも委員はいらっしゃいますが、いきなり国が言っておる3割とか2割とかいうのは難しいと思っておりますが、できうる限り、各支所最低1名ないし2名は女性委員を増やしていただくように、今からそれぞれ考えていただきたいと思います。併せて、農業委員の女性委員協議会が県下あるわけでございますが、佐々木京子委員が県の会長をしておられますし、今回3人合わせて、女性協議会委員になっていただいております。</p> <p>どうか、女性の地位向上のためにも、あるいは農業委員会活性化のためにも、女性農業委員、推進委員を増やしていただくように、それぞれお願いしたいと思っております。</p> <p>昨日そういったことがございましたので、紹介をさせていただきます。</p> <p>本日の欠席でございますが、農業委員では 2番 三浦会長代理、 5番 川本委員、 8番 青葉委員 12番 高橋委員、 15番 林委員、19番 松山委員 推進委員におきましては、 3番 永見委員、 4番 小谷委員、 5番 小川委員、 13番 渡邊委員、16番 田村委員 それぞれ欠席でございますので、報告をさせていただきます。</p> <p>なお、本日の議事録署名者でございますが、</p>

<p>会 長</p>	<p>16番 佐々森委員 17番 渡辺委員です。 よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。座って進めさせていただきます。 議第1号、農業振興地域整備計画変更について意見を求めます。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農業振興係長</p>	<p>農業振興地域整備計画変更について説明させていただきます。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書資料を送付させていただいていると思います。 それでは、変更理由書の内容を説明させていただきます。</p> <p>(農業振興地域整備計画変更理由書の説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 事前に送付されておりましたので、お目通しをいただいております。 皆様方のほうで、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>無いようですので、採決に入ります。今回の農業振興地域整備計画変更について、ご承認いただけます農業委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>議第2号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。 今回、申し出のありました利用権設定は、3件、7筆、10,674㎡となっております。 申出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は6月25日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3</p>

	<p>年7月1日以降としております。 農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 皆様方の中で、ご意見あるいはご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画（案）についてご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。 農地法第3条申請は、議題の3ページの1～4号と別冊「資料」に位置図、写真等を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、弥栄町木都賀〇〇ほか1筆の田、面積3,000㎡です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は60a余りとなり、弥栄地域の下限面積基準30aを満たしております。</p> <p>2号について、説明いたします。 申請地は、三隅町河内〇〇の畑、面積347㎡です。場所は〇〇です。 この申請は、譲受人が贈与で申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は28a余りとなり、三隅地域の下限面積基準20aを満たしております。</p> <p>3号について、説明いたします。 申請地は、金城町小国〇〇ほか12筆の田畑、合計面積3,723㎡です。</p>

	<p>場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 90 a 余りとなり、金城地域の下限面積基準 40a を満たしております。 資料のほうに番地が書いてないところがありますので、口頭で説明させていただきます。(口頭による説明)</p> <p>続きまして 4 号について説明いたします。 申請地は、金城町七条〇〇ほか 2 筆の田、合計面積 1,655 m²です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 380 a 余りとなり、金城地域の下限面積基準 40a を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題は無いと考えられます。不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えております。 農地法第 3 条申請については、以上 4 件でございます。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がございました。 担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいたします。 1 号につきまして、2 番徳田推進委員、お願いいたします。</p>
徳田推進委員	<p>6 月 17 日に、事務局と三浦委員とで現地を確認いたしました。この方は野菜農家です。ゴマを植えておられたり、木を植えると言っておられます。今から耕作されると思いますので、何ら問題は無いと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>2 号につきまして、11 番玉田委員または串崎推進委員、お願いいたします。</p>
玉田委員	<p>6 月 17 日に、事務局の方と串崎さんと私とで現地確認いたしました。説明があったとおりでございますので、問題は無く、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご指摘、ありがとうございました。 3 号について、9 番河崎委員もしくは藤若推進委員、お願いいたします。</p>
河崎委員	<p>16 日に、藤若委員と事務局と現地の確認をしました。 先ほど、事務局の説明があったんですが、登記簿上、少しゴチャゴチャしておりまして、本人さんと行政書士の話をしながら確認の上で、特に問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。</p>

会 長	4号につきまして、13番大崎委員、お願いいたします。
大崎委員	先日、事務局の方と現地確認をして、今現在も草が生えて荒れているところをわざわざ買ってもらって、きれいにされますので、いいかなと思います。よろしくをお願いします。
会 長	以上で、第3条申請について説明が終わりました。皆様方から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
岡本委員	3号について、4番の写真は畑ではないですか。今後、耕作されるのですか。それとも、他の土地と併せて買われるのですか。
事務局	農地法上、耕作していただくことになり、手続きされた行政書士を通じて耕作されると申請されています。 また、譲渡人は県外に在住され浜田には帰ってこられないため、譲渡する農地を含めて所有地を地元の方に管理していただき、地域が荒れないようにしていただきたいとの希望による譲渡であります。
会 長	よろしいでしょうか。その他、ございませんか。 無いようでございますので、採決に入ります。 第3条申請について4件ございましたが、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、農地法第4条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第4条申請について、説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 農地法第4条申請は、議題の4ページの1～2号と「資料」をご覧ください。 1号について、説明いたします。

	<p>申請地は、長沢町〇〇の畑、97 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の用途指定なしで、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、車庫、物置、焼却炉ですが、資料39ページに「顛末書」が添付されておりますとおり、すでに建設されています。なお、雨水については道路側溝に流しているため、周囲への影響はなく、周辺への影響等が生じた場合には、責任をもって対応するという内容です。</p> <p>2号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、旭町市木〇〇の畑、面積8.99 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（外）、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地の移設で、自宅近くの自己所有地に設置するというものです。</p> <p>農地法第4条申請については、以上2件です。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がございました。担当委員さんから補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1号につきまして、18番 奥迫委員または大谷推進委員、 お願いいたします。</p>
奥迫委員	<p>6月17日に、推進委員と事務局と現地確認に行きました。ご説明のとおり、また、顛末書に書いてありますとおりですので、よろしく願いします。</p>
会 長	<p>2号につきましては、8番青葉委員もしくは岡本推進委員、 お願いいたします。</p>
岡本推進委員	<p>6月16日に、事務局と青葉委員と現地確認に行きました。 問題ないと思います。説明どおりですので、よろしく願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。 ございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されまし</p>

	<p>たので、そのように処理をいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、議第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法第 5 条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>農地法第 5 条申請は、議題の 5～6 ページの 1～9 号と「資料」をご覧ください。</p> <p>1 号から 3 号について説明いたします。資料 13～14 ページをご覧ください。場所は、いずれも〇〇です。</p> <p>1 号については、周布町〇〇ほか 1 筆の田、合計面積 1,491 m²です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の準工業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地分譲ですが、40 ページの始末書のとおり残土で埋立をしておられます。なお、生活排水は浄化槽を通じ側溝へ、雨水は直接側溝へ排水するため周辺に影響はなく、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対応されるということでした。</p> <p>2 号については、周布町〇〇の田、991 m²です。</p> <p>申請地も、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の準工業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的も宅地分譲です。1 号と同様に、生活排水は、浄化槽を通じ側溝へ、雨水は直接側溝へ排水するため周辺に影響はなく、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対応されます。</p> <p>3 号については、周布町〇〇の田、218 m²です。</p> <p>申請地も、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の準工業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅です。1 号と同様に、生活排水は、浄化槽を通じ側溝へ、雨水は直接側溝へ排水するため周辺に影響はなく、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対応されます。</p> <p>4 号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町下古和〇〇の畑、95 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（外）で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場です。雨水等の排水は道路側溝へ流し、万一の場合は関係者間で協議し、責任をもって対応されます。</p> <p>5 号と 6 号について説明いたします。「資料」17～18 ページをご覧ください。</p> <p>5 号の申請地は、内村町〇〇の田、198 m²。</p> <p>6 号の申請地は、内村町〇〇の田、136 m²です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の用途指定なしで、農地</p>

	<p>区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は個人住宅で、生活排水は浄化槽を通じ側溝へ、雨水は直接側溝へ排水するため周辺に影響はなく、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対応されます。</p> <p>7号について、説明いたします。 申請地は、長沢町〇〇の畑、面積2.98㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の第一種低層住居専用地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地と一体で自己の倉庫及び車庫として使用されます。なお、41ページの始末書のとおり物置を設置しておりましたが、周辺への影響は特にないと思われま</p> <p>8号について、説明いたします。 申請地は、長沢町〇〇の畑、193㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の第一種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場です。なお、42ページ始末書のとおり当該申請地を一部整備し、事前に駐車場として利用されておりました。なお、周囲に影響は無いと思われま</p> <p>9号について、説明いたします。 申請地は、野原町の畑、1,007㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の第一種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地造成で、分譲住宅用の土地として整備するものです。宅地内の雨水は地下浸透とし、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対応されます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上9件でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
前田推進委員	<p>1～3号について、一括して前田推進委員、お願いいたします。</p> <p>6月16日に、事務局の方、原田会長と私の4人で現地確認をいたしました</p>
会 長	<p>4号につきましては、6番野上委員もしくは領家推進委員、お願いいたします。</p>
野上委員	<p>先日、事務局2人と領家委員と現地確認いたしました。土地所有者がこちら</p>

	<p>の土地を離れて行って、地域に土地を返すということで、お寺のほうへ譲られました。問題は無いと思います。よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>5号、6号につきまして、一括して3番佐々木委員、お願いたします。</p>
佐々木委員	<p>先日、事務局の2人と現地を確認いたしました。特に問題は無いと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>7号、8号につきまして、一括して18番奥迫委員もしくは大谷推進委員、お願いたします。</p>
奥迫委員	<p>事務局の説明どおりです。始末書も両方出ております。ご説明どおりです。</p>
会 長	<p>9号につきましては、19番長野推進委員、お願いたします。</p>
長野推進委員	<p>先日、事務局と私とで現地を確認いたしました。地図では200mとなっておりますが、現地に行くにはかなり遠回りをしなければならない場所でございます。竹迫町の葬祭会館をかなり上がったところで、現地を見ましたが問題は無いものと判断いたしました。よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請につきまして全て説明が終わりました。皆様方からご意見等ございましたらお願いたします。ございませんでしょうか。</p>
会 長	<p>無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただけます農業委員の挙手をお願いたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いたします。</p>

事務局	<p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害によって被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>議題の 7 ページの 1~4 号と「資料」をご覧ください。</p> <p>1 号、2 号について、説明いたします。</p> <p>1 号の申請地は、三隅町井川〇〇の畑、2,643 ㎡、 2 号の申請地は、三隅町井川〇〇の畑、747 ㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>当該申請地は、昭和 46 年月日不詳より耕作放棄、現況山林となって現在に至っているという案件です。また、当該申請地は、〇〇が〇〇森林環境を保全するため伐採跡地に造林(植栽)をする事業として、活用される予定です。</p> <p>3 号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、金城町今福〇〇ほか 1 筆の田、合計面積 3,417 ㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>当該申請地は、昭和 62 年月日不詳より耕作しておらず、現況原野となっているという案件です。</p> <p>4 号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、金城町七条〇〇ほか 4 筆の田、1,950 ㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>当該申請地は、数十年前から耕作放棄となり、年月日不詳より、現況原野となって現在に至っているという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 4 件です。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>1.2 号につきまして、6 番 野上委員もしくは領家推進委員、お願いいたします。</p>
野上委員	<p>これも、同じ日に 4 名で確認いたしました。写真のとおり、竹林になっておりますが、元は畑で気味が悪いようになっておりますが、〇〇のほうで何かをされるということですので、よろしく願いします。</p>
会長	<p>3 号につきまして、7 番岡本委員、お願いします。</p>
岡本委員	<p>事務局と小谷委員と現地を確認いたしました。ただ今の説明どおりです。よろしく願いします。</p>

会 長	4号につきましては、13番大崎委員、お願いします。
大崎委員	事務局とこの間、現地確認に行きました。事務局の言われるとおりなので、よろしくをお願いします。
会 長	ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。 皆様方から何かございましたらお願いいたします。 ございませんでしょうか。
会 長	では、採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして協議、報告事項につきまして、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、協議、報告事項の認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号について、説明いたします。 届出地は、金城町上来原〇〇の田、295 m²の内、新設 5.2 m²、一時転用（工事仮設）9.2 m²です。場所は、〇〇です。 この届出は、携帯電話無線基地局設置及び付帯工事に伴う作業用地・進入路の工事を行う計画となっております。</p> <p>2号について、説明いたします。 届出地は、櫛田原町〇〇の田、357 m²の内、既存部分 13.5 m²、新設部分 14.5 m²です。場所は、〇〇です。 この届出も、携帯電話無線基地局設置及び付帯工事に伴う作業用地・進入路の工事を行う計画です。 1号と2号は、同じ会社がされる予定です。</p> <p>3号について、説明いたします。「資料」35～36ページをご覧ください。 届出地は、西村町〇〇の田、52 m²の内 4 m²です。場所は、〇〇です。</p>

	<p>この届出は、許可日から令和4年3月31日までを工事期間として、携帯電話の中継施設等の設置などを行う計画となっております。</p> <p>続きまして、協議、報告事項の公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。</p> <p>届出地は、田橋町〇〇ほか2筆の田畑、合計面積339㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この案件は、〇〇工事を行う際の廃土を現場に近くで経済的な届出地に廃土するもので、期間は許可日から令和3年7月30日までの予定です。</p> <p>廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて沈殿池等を設置し、埋め立て後は畑として整備される予定ということでした。</p> <p>以上、報告します。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>協議、報告事項が終わりました。何か皆様方のほうにご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>意見等無いようですので、協議、報告事項は終わらせていただきます。その他事務局からございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>「資料」33ページの地籍の新設部分を1㎡に訂正願います。</p>
会 長	<p>それでは、その他何かございますか。</p>
事務局	<p>それでは、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」について、しまね農業振興公社の植本さんより説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
農業振興公社 植本	<p>(「農地機構だより」第32号の説明)</p>
事務局	<p>続きまして、事務局のほうから今後の予定等について、お知らせさせていただきます。今回、農地パトロールのお願いをする予定でしたが、国の示す様式等が変更されている最中で間に合わないため、来月の総会で説明させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会の活動の点検・評価と活動計画」につきまして、作成が遅れているため、来月の総会で報告させていただければと思っております。</p> <p>それから、今年は3年に1回の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というものを示す年となっております。これにつきましても、来月の総会で報告させていただきたいと思っております。農作業標準賃金についても、来</p>

	月お示しできればと思いますので、よろしく願いいたします。
会 長	何か、全体を通しまして、皆様方のほうからありましたらお願いします。
佐々木委員	田橋の公共廃土の件ですが、現地確認をしたときに、既に土を捨てる作業をしておられたのですが。事業主体に確認していただきましたでしょうか。
事務局	県土整備事務所の事業ですが、連絡しましたところ、大変申し訳ないと謝罪されました。
会 長	事前着工ということになった訳ですが、誤れば済むという問題ではありませんので、厳しく注意しておきたいと思います。 そのほか何かございませんでしょうか。
領家推進委員	現地確認は、総会の前の週の水曜日、木曜日に決まっているのですか。
事務局	毎月の申請の期限が10日ということになっております。それから、事務局のほうで整理して、委員さんに現地確認の日を連絡することになります。 事前に今月はこの日というのが決められませんので、大変申し訳ありませんが、15日から17日ぐらいということでご理解をいただきたいと思います。
会 長	よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。 無いようでしたら、以上を持ちまして第5回総会を終了させていただきます。 今後、ますます暑くなると思います。また、大雨も心配でございますが、お体を十分ご自愛いただきましてそれぞれの立場でよろしく願いいたします。 本日は、ありがとうございました。

終了 午前 11 時 00

分